

令和2年4月14日

学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
公認欠席の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定されたことから、次の症状により自宅休養した場合の出欠の取り扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」等の法令及び本校の規定により、「欠席」とはせずに「公認欠席」として取り扱います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、次の症状が出た場合は、無理をせず自宅での休養し、登校しないでください。この場合の連絡は保護者からお願いします。

- (1) 発熱（37.5℃（平熱プラス1℃）以上）
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）
- (3) 風邪の症状

なお、以下の場合には、復帰後に公認欠席の手続きを行ってください。通学生の場合、欠席の連絡を保護者が行った場合のみ、公認欠席を認めます。復帰の時期について保健所等から指示が出ている場合はそれに従ってください。

- ・感染者となった場合・・・医師により治癒が認められるまで
- ・濃厚接触者に特定された場合・・・感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間
- ・緊急事態宣言地域または感染拡大地域を訪問した場合・・・帰宅した日から2週間
- ・緊急事態宣言の発令により、外出することが困難となり、通学できない場合
- ・風邪の症状がみられる場合

【連絡先】

津山工業高等専門学校 学生課 教務係

TEL : 0868-24-8292